

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月24日
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	米国メジャー企業債ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2020年11月2日付をもって提出しました有価証券届出書について、2020年12月4日実施の書面決議において信託を終了(繰上償還)することが可決されたことに伴う訂正事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

**2【訂正箇所および訂正事項】**

## 第一部【証券情報】

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

## (7) 申込期間

2020年11月3日から2021年4月30日までです。

(申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

2020年12月4日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、購入の申込みは2020年12月24日までとなります。

<繰上償還手続きの実施について>

当ファンドは2017年8月に設定され、信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりましたが、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が30億口を下回る」状態が継続しております。

今後も受益権口数の増加が見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が懸念されるため、繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約(繰上償還)する予定です。

この繰上償還は、2020年11月5日現在の受益者による書面決議を経て決定されます。

2020年12月4日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2020年12月28日をもって繰上償還を行います。

なお、2020年11月3日以降に、当ファンドの購入申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はありません。

当ファンドの購入申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

## (8) 申込取扱場所

(以下略)

<訂正後>

## (7) 申込期間

2020年11月3日から2020年12月24日までです。

当ファンドは、2020年12月28日をもって信託を終了(繰上償還)いたします。

## (8) 申込取扱場所

(以下略)

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

#### (2)ファンドの沿革

2017年8月31日 信託契約締結

2017年8月31日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

#### (3)ファンドの仕組み

(以下略)

<訂正後>

#### (2)ファンドの沿革

2017年8月31日 信託契約締結

2017年8月31日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

2020年12月28日 当ファンドの信託の終了(予定)

#### (3)ファンドの仕組み

(以下略)

## 第2【管理及び運営】

### 3 資産管理等の概要

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

#### (3)信託期間

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2017年8月31日）から2027年8月3日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「（5）その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

2020年12月4日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、2020年12月28日までとなります。

<繰上償還手続きの実施について>

当ファンドは2017年8月に設定され、信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりましたが、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が30億口を下回る」状態が継続しております。

今後も受益権口数の増加が見込み難しく、効率的な運用および商品性の維持が懸念されるため、繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約（繰上償還）する予定です。

この繰上償還は、2020年11月5日現在の受益者による書面決議を経て決定されます。

2020年12月4日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2020年12月28日をもって繰上償還を行います。

なお、2020年11月3日以降に、当ファンドの購入申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はありません。

当ファンドの購入申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

#### (4)計算期間

（以下略）

<訂正後>

#### (3)信託期間

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2017年8月31日）から2020年12月28日までとします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「（5）その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

当ファンドの信託期間は2027年8月3日まででしたが、信託を終了（繰上償還）することとなったため、信託期間は2020年12月28日までとなりました。

#### (4)計算期間

（以下略）

以上